

北剣連第 195 号
令和 8 年 1 月 11 日

各剣道連盟会長 様
各 部 会 長 様

一般財団法人北海道剣道連盟
会 長 武 田 牧 雄

第 122 回全日本剣道演武大会開催について

このことについて、下記及び別紙要項のとおり開催されますのでお知らせいたします。
申込みにあたり遺漏のないよう手続をお願いいたします。

記

1. 所定の申込み用紙に必要事項を明記し、参加料（1 種目につき 3,000 円）を添えてお申込み下さい。
（剣道教士八段・七段・六段称号受有者の用紙は白色 B5 判です）
2. 剣道範士につきましては、北海道剣道連盟からご本人に申込用紙を送付いたします。
（取りまとめは北海道剣道連盟で直接対応いたします）
3. 居合道・杖道につきましては、部会で取りまとめていただき、参加人数を北海道剣道連盟にお知らせください。参加人数分の申込用紙をお渡しいたします。
（居合道用紙は黄色・杖道用紙はピンク色・各種の形用紙は緑色です）
4. 申込は必ず所定のサイズ（B5 判）をお願いいたします。

※申込締切

全日本剣道演武大会 令和 8 年 2 月 13 日（金）北海道剣道連盟必着

期間中における武徳殿および京都市武道センターの使用状況(予定)

期日	会場	5月2日(土)		5月3日(祝)		5月4日(祝)		5月5日(祝)						
時間	武徳殿	京都市武道センター		武徳殿	京都市武道センター		武徳殿	京都市武道センター						
		主道場	補助道場		主道場	補助道場		主道場	補助道場					
7:00	準 備	朝杖居稽合古道道	朝杖居稽合古道道	準 備	(八剣段道以上朝稽立)	朝杖稽古道	準 備	(八剣段道以上朝稽立)	(剣道互朝稽古)	準 備	(八剣段道以上朝稽立)	(剣道互朝稽古)		
7:30														
8:00														
8:30	全日本剣道演武大会 (各種の形) 居合道・杖道稽古に開放 錬士六段〜範士十段	居合道・杖道稽古に開放	開 放	全日本剣道演武大会(剣道個人試合 錬士六段〜教士七段の一部)	剣道稽古に開放	準 備	全日本剣道演武大会(剣道個人試合 教士七段)	剣道稽古に開放	開 放	全日本剣道演武大会(剣道個人試合 教士八段〜範士)	剣道稽古に開放	開 放		
9:00														
9:30														
10:00														
10:30														
11:00														
11:30														
12:00														
12:30														
13:00														
13:30														
14:00														
14:30														
15:00														
15:30														
16:00														
16:30														
17:00														
17:30														
18:00														
18:30														

案 内 図

京都市体育館

住所 京都市右京区西京極新明町 1

電話 075-315-3741

交通・阪急電鉄「西京極駅」下車 約 150 メートル

・市バス「西京極運動公園前」下車 徒歩 1 分

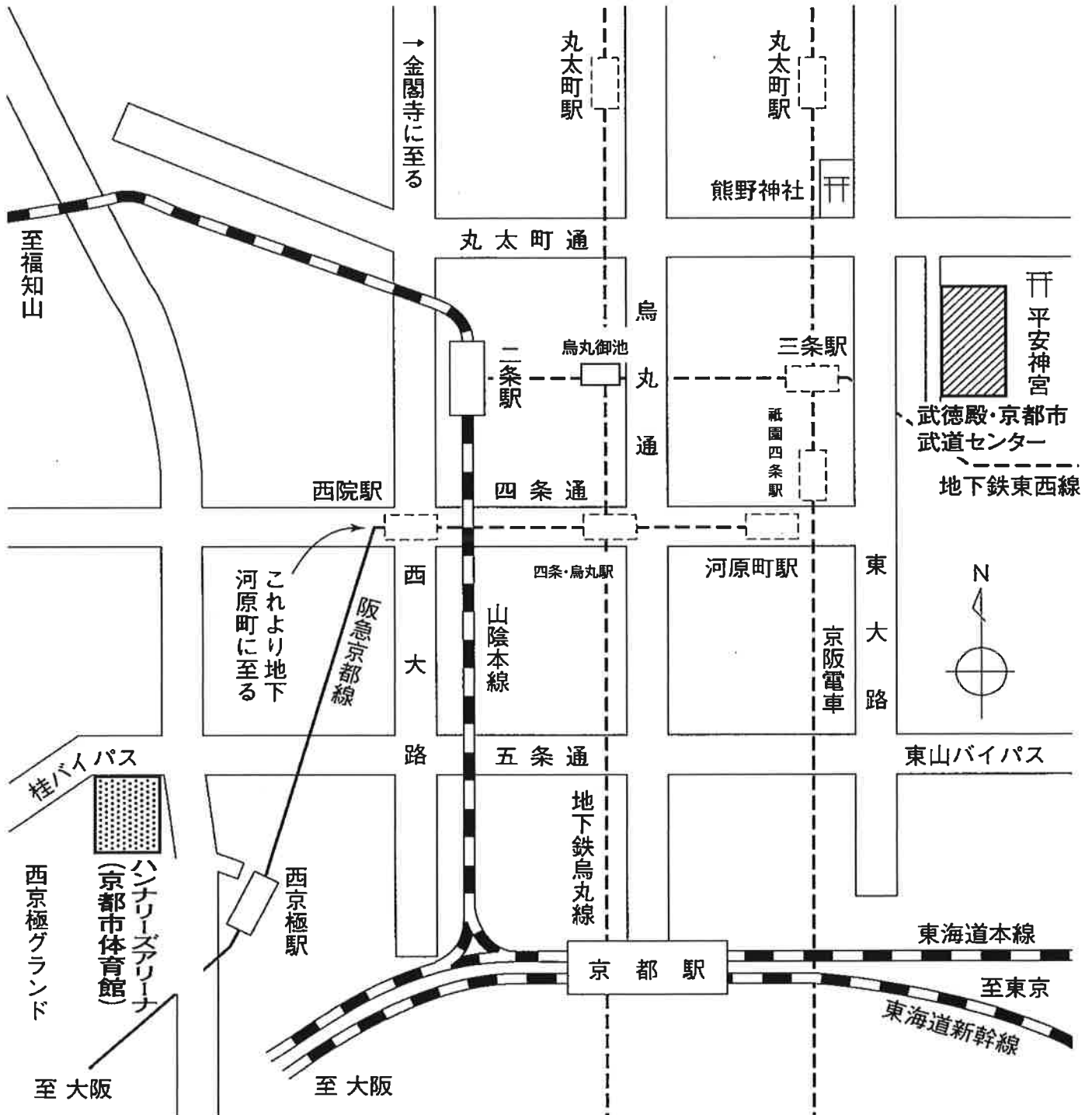
武徳殿・京都市武道センター

住所 京都市左京区聖護院円頓美町 46 番地の 2

電話 075-751-1255

交通・市バス「熊野神社前」下車 徒歩 1 分

・市バス「京都会館美術館前」下車 徒歩 3 分



大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上